

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 全体的に</p> <p>■意見 基本構想・基本計画で大切な建物の概要に関して全く記載されておらず、計画書としては不完全ではないかご指摘しますが、建物の概要を公表して改めて意見募集するなり市民が意見できる場を設定するのか。 現時点では、新庁舎の規模や駐車場の規模算定しか示されておらず、何階建てを予定しているかくらいは計画書に記載すべきではないのか。そうでなければ、事業費の見積もりが安易すぎるのでは、と述べたい。</p> <p>■理由</p>	<p>基本構想・基本計画(案)は、新庁舎の建設を推進するため、設計の前提となる整備方針や諸条件を整理し、基本設計や実施設計へつなげるための前提条件の基本的事項を定めたものです。 そのため、建物概要や建物図面については、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。基本設計策定過程においても、市民意見交換会の開催やパブリックコメントの実施を予定しています。 また、建物の階数については、基本構想・基本計画(案)でお示した新庁舎の規模となる延床面積約10,000㎡に対し、新庁舎建設予定位置での建築可能面積から判断し、現時点では、4～6階を想定しています。 なお、事業費の算出については、基本構想・基本計画(案)でお示したとおり、現在建設が進められている各市の状況を調査し、算出しています。</p>
2	<p>■項目及びページ 全体的に</p> <p>■意見 行政を司る市民の司令塔の庁舎が、万全の防災機能を果たしてないこと、今までの危機管理不足に改めて驚きを感じます。庁舎建設、期限、起債(市町村役場機能緊急保全事業)などを含め、基本計画(案)に基づき一日も早い着工完成を切に願います。 現庁舎を現時点では残存させるとありますが、郷土の著名な方の設計建物とはゆえ、庁舎(情報・防災庁舎、保健センターは除く)を残すことには反対します。耐震設備のない現庁舎を残すことは「負の遺産」を次の世代に継承する様な事となり、断じて反対します。建物撤去後、偉人の功績を後世に残す記念碑などで対処してほしい。</p> <p>■理由</p>	<p>現段階の事業スケジュールとしては、基本構想・基本計画(案)でお示したとおり、2019年10月に建築工事の着工、2021年3月の竣工を目指しています。 なお、現本庁舎の今後のあり方については、市民のご意向を確認しつつ、今後、慎重に判断します。</p>
3	<p>■項目及びページ 第1章 新庁舎建設について 2.関連計画との整合 6.羽島市国土強靱化地域計画 (3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 P13</p> <p>■意見 起きてはならない最悪の事態が起きた時、多くの家屋が倒壊して避難生活を余儀なくされるでしょう。そして、次に仮設住宅の建設をすることになりますが、仮設住宅を建設する資金や土地の確保は準備しているのですか。</p> <p>■理由</p>	<p>応急仮設住宅については、応急仮設住宅建設可能用地個別台帳を作成しており、主に公園などの公共用地を活用し、建設することを想定しています。 また、災害救助法が適用される甚大な災害の場合には、岐阜県が応急仮設住宅の供給主体となり、岐阜県が応急仮設住宅を建設することとなります。</p>
4	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 P20</p> <p>■意見 新庁舎には、デザインではなく機能面の充実を求めたい。</p> <p>■理由 デザインに凝ると、コストがかかるため。</p>	<p>基本構想・基本計画(案) 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 整備方針⑮ P27にあるとおり、効率的・機能的な庁舎とするため、インシヤルコスト、ランニングコストの両面からなるライフサイクルコストの削減のため、費用対効果の高い手法を選定し、適切なデザインとなるよう、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>

No.	意見	市の考え方
5	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 2.新庁舎建設の4つの基本方針 (2)利用しやすい庁舎 P22</p> <p>■意見 利用しやすい庁舎というのは、行政関係者だけでなく、市民や団体が使いやすい庁舎にすべきです。そのために世代を超えた交流の場や機会をつくって人が集まりやすくなる場や、市民と行政を繋ぐための団体も連携&補完し、高め合うような仕組み作りが必要ですので、市政情報等を提供できるスペースを整備するとありますが、市政情報だけを一方的に提供することが利用しやすい庁舎とは思えませんので、「市政・団体やまちづくりに関わる情報などを提供できる～」に修正すべきと意見申し上げます。 また、利便・協働・交流機能の整備として多目的ロビースペースもあるべきだと思います。</p> <p>■理由</p>	<p>ご意見のとおり、基本構想・基本計画(案) 第3章 新庁舎建設の基本方針 2.新庁舎建設の4つの基本方針 (2)利用しやすい庁舎 P22下段にある『市政情報等』を『市政・団体やまちづくりに関わる情報等』へ修正します。 また、基本構想・基本計画(案) 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能整備方針⑥ P26下段にあるとおり、市民交流スペースは、市民の交流や情報発信を行う空間として、玄関ロビーへの配置計画など、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
6	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 2.新庁舎建設の4つの基本方針 (2)利用しやすい庁舎 P22</p> <p>■意見 計画書に「すべての市民が安心して利用できる庁舎とする」とありますが、官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国営整第157号、国営設第163号)の3.2.3情報によりますと、案内の情報は、多様な施設利用者を考慮し、視覚情報、音声・音響情報及び触知情報を適切に併用して多角的に提供する、と文面に記載されております。 岐阜県においては、「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」が施行されました。障がい者といっても様々なタイプがあります。例えば、聴覚障がい者でしたら、音が聞こえないので耳マークの設置と音ではなく「振動」で順番が来たことがわかる無線振動型呼び出し器がありますので、ぜひ導入してほしい。</p> <p>■理由</p>	<p>平成28年4月1日より施行された「羽島市手で語ろう手話言語条例」の目的や基本理念を勘案しつつ、平成30年4月1日より施行された「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を参考に、意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に努めます。</p>
7	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 2.新庁舎建設の4つの基本方針 (2)利用しやすい庁舎 P22</p> <p>■意見 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国営整第157号、国営設第163号)があり、官庁施設に求められる水準及びこれを確保するために必要な技術的事項などを定め、高齢者・障害者等を含む全ての人に利用しやすい官庁施設の整備を推進しておりますが、同計画書の説明だけでは同基準を満たされているか一般市民では判断できませんが、基準通りに設計しておりますか。また、官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準という言葉は同計画書に追加記載したほうがよいと思われる。</p> <p>■理由</p>	<p>官庁施設(国家機関の建築物)のユニバーサルデザインに関する基準を参考に、できる限り、すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、平成12年4月1日施行の「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づく、ユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>
8	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 2.新庁舎建設の4つの基本方針 (3)まちづくりに貢献する、環境にやさしい庁舎 P22</p> <p>■意見 冷暖房の熱効率を考えると、出入り口は二重扉で、窓は二重サッシにするとよい。また、吹き抜けは最小限度にとどめるとともに、庁舎南壁面・西壁面のガラス張りは避けたほうがよい。</p> <p>■理由 ランニングコストの軽減も考慮する必要がある。</p>	<p>効率的・機能的な庁舎とするため、基本設計において、外皮検証や適正な断熱性能の検証を行います。 なお、外皮検証とは、建物の室内と外気の境界となる「天井、壁、床及び窓」の熱交換量を基準とした省エネルギー性能を検証することです。 いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>

No.	意見	市の考え方
9	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 市民利便機能 P23</p> <p>■意見 市民活動スペースは、各種団体が会議・研修・交流などを行うスペースとなります。利用登録のある団体が活動を行う際に、備品や機材などを保管できるよう、鍵のついたロッカーや保管庫があると便利です。</p> <p>■理由 各種団体が活動しやすくするため、市民活動スペースの充実をお願いしたい。</p>	<p>限られた財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、利活用の効率化を可能とする会議室について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
10	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 市民利便機能 P23</p> <p>■意見 市民活動スペースには、パソコン、プロジェクター、スクリーン、無線LAN環境、コピー機、輪転機などを設置し、幅広い市民活動が行えるよう、機能・設備面の充実をお願いしたい。</p> <p>■理由 他市の複合型施設にはそうした機能があるが、羽島市には市民活動を行うのに便利な複合型施設がない。市民協働によるまちづくりを進めるためにも、市民活動スペースの設備の充実を求めたい。</p>	<p>限られた財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、利活用の効率化を可能とするIT環境整備について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
11	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 市民利便機能 P23</p> <p>■意見 喫煙ルームは設けたほうがよい。全館禁煙とする公共施設が多いが、屋外での喫煙が増えることも考えられる。駐車場や路上で吸われるよりも、限られた空間で吸ってもらった方が我慢できる。(たばこが嫌いな非喫煙者の意見として受け止めていただきたい) 本来は、個人のマナーの問題ではあるが、駐車場や路上でのポイ捨てを減らすためにも喫煙ルームは設けたほうがよい。</p> <p>■理由 喫煙者は納税者であり、それなりの配慮を示すべきである。受動喫煙、におい、吸い殻のごみ、火災のリスクと負の側面の多いたばこであるが、喫煙ルームを設置しないことで、市役所周辺での受動喫煙、ポイ捨て、火災のリスクが増すのではと心配する。リスクを特定の範囲に限定するため、喫煙ルームはあったほうがよいと考える。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、受動喫煙防止対策を定めた健康増進法の改正動向を確認しつつ、ポイ捨てなどに対する環境保全の観点を含めた喫煙場所設置の要否検討をすすめ、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
12	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 執務空間などの機能性 P23</p> <p>■意見 エスカレーターを設置していただきたい。</p> <p>■理由 計画図を見ていないので、詳細はわかりませんが、市民がよく利用する階までの移動は、エスカレーターの方が効率的ではないでしょうか。</p>	<p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、市民利用の多い低層階(1～2階)などへのエスカレーター設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>

No.	意見	市の考え方
13	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 執務空間などの機能性 P23</p> <p>■意見 職員さんが働きやすい環境を整えていただきたいと思いません。特に職員さんの休憩スペースや食堂は必要だと思いません。</p> <p>■理由 市役所に行くと、執務空間で食事をされているので、見た目やにおいが気になっています。</p>	<p>機能的な庁舎とするため、充実した市民サービスを支えるためにも、ご意見にあります職員環境の整備も必要であり、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
14	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 執務空間などの機能性 P23</p> <p>■意見 市民も利用できる食堂を整備していただきたい。</p> <p>■理由 食堂が計画されていれば、職員だけでなく、一般市民も利用できるように。</p>	<p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
15	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (1)防災機能 P24</p> <p>■意見 防災拠点としての機能を保つために、新庁舎が以下の基準を満たすべきではないのか。 ①地震対策 耐震性能の確保(建築基準法第20条)②風水雪害 外装材の耐風性能の確保(建築基準法施行令第82条の4)③火災対策 耐火性能の確保(建築基準法第2条、同施行令第107条) また、例えば火災対策であれば、消防法に基づき必要な消防設備を設置し、構造体は何にするとかを防災機能(安全計画)について、もう少し詳しく計画書に追加記載すべきではないか。</p> <p>■理由</p>	<p>建物の建築性能については、基本設計での詳細検討をすすめますが、建物の安全性の根幹となる構造計画の耐震安全性については、基本構想・基本計画(案)第6章 構造計画 1.耐震安全性 P34に記載しています。</p>
16	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (1)防災機能 P24</p> <p>■意見 休日にイベントを行う際に、庁舎のトイレを開放している自治体もある。イベントなどの際に、出入りが可能なスペースと、そうでないスペースを分けるとよい。</p> <p>■理由 閉庁日に限らず、執務スペースへの出入りは厳重に管理する必要がある。</p>	<p>安全・安心な庁舎とするため、閉庁日などの入退室管理を含めたセキュリティ対策について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
17	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (1)防災機能 P24</p> <p>■意見 ・水害にあわないように ・バリアフリー</p> <p>■理由</p>	<p>安全・安心な庁舎とするため、現敷地内において地盤の高い南側を選定し、新庁舎を建設する予定です。 利用しやすい庁舎とするため、バリアフリーを含むユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>

No.	意見	市の考え方
18	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 窓口カウンターにて、同時に分かりやすいサインシステムの導入も検討します、とありますが、官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国営整第157号、国営設第163号)の3.2.3情報によりますと、案内の情報について容易に理解できるよう配慮すると記載されております。岐阜県庁基本設計でも案内・誘導サインを設置しますと記載されています。よって「検討」→「設置」しますと計画書を修正変更すべきである。「検討」ではユニバーサルデザインを積極的に導入しているとは判断できない。</p> <p>■理由</p>	<p>ご意見のとおり、基本構想・基本計画(案) 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24中段にある『サインシステムの導入を検討します』を『サインシステムを導入します』へ修正します。</p>
19	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 平成29年度行財政改革推進計画の進捗状況の中に窓口業務の民間委託研究と一文が記載されておりますが、将来的に検討されているのであれば、同じような文言を計画書に追加記載すべきではないのですか。そして、窓口業務の民間委託をしたとして、セキュリティ管理が本当に保たれるのか疑念があります。その点についてご説明してください。</p> <p>■理由</p>	<p>窓口民間委託については、市民サービスや費用対効果等を検討し、すでに外部委託を導入している他市の事例の成果などを踏まえ、慎重に判断します。</p> <p>また、セキュリティ管理については、国が示す「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」に従い、個人情報保護について必要な措置を講じます。</p>
20	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 申請・届出等を効率的に済ませることができる総合窓口機能はありがたいが、市役所に行くことなく手続きを済ませることができるオンライン窓口も充実していただきたい。</p> <p>■理由 オンラインで手続きができると大変便利になる。</p>	<p>現在、児童手当の現況届等の各種手続きがオンライン申請できます。</p> <p>また、平成31年2月からコンビニエンスストア等での各種証明書発行を実施する予定で、オンライン手続きの拡大を図っています。</p>
21	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 入口正面に総合案内所を設置し、常時案内人を配置してほしい。</p> <p>■理由 市役所の機能が多様化し、自分の行きたい場所がわかりにくくなっているため。</p>	<p>分かりやすく利用しやすい庁舎とするため、住民異動に伴う主な関連業務をワンストップで手続きできる総合窓口の導入や、来庁者をご案内する職員の配置の検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>
22	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 ・一目で分かる様なフロアにしてほしい。 ・階段の段差を低くしてほしい。</p> <p>■理由</p>	<p>分かりやすく利用しやすい庁舎とするため、分かりやすいサイン表示やバリアフリーを含むユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>

No.	意見	市の考え方	
23	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p>	<p>分かりやすく利用しやすい庁舎とするため、分かりやすいサイン表示の検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>	
	<p>■意見 目的の部署や窓口までの行き先を示すルート表示があればよいです。</p> <p>■理由 迷わないようにするため。</p>		
24	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p>		
	<p>■意見 庁舎に用事があつて行っても、どこに行けばいいのかよく分からなかった。新しい庁舎は分かりやすくしてほしい。</p> <p>■理由</p>		
25	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p>		
	<p>■意見 分散している窓口を1ヶ所にして、一目で分かるようにしてほしい。</p> <p>■理由</p>		
26	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p>	<p>基本構想・基本計画(案) 第1章 新庁舎建設について 1.はじめに P1上段にある分散庁舎の課題を解消するべく、分かりやすく利用しやすい庁舎とするため、住民異動に伴う主な関連業務をワンストップで手続きできる総合窓口の導入、来庁者をご案内する職員の配置や分かりやすいサイン表示の検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>	
	<p>■意見 一階の窓口で、全ての事務が出来るようなフロアにしてほしい。</p> <p>■理由 あっちこっちと振り回されたから。</p>		
27	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p>		
	<p>■意見 ・受付が分かりやすいようにしてほしい。 ・建物を一つにまとめてほしい。</p> <p>■理由 体の不自由な人達が、色々動くのが大変だから。</p>		
28	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p>		<p>基本構想・基本計画(案) 第1章 新庁舎建設について 1.はじめに P1中段にある多様化する市民ニーズへ対応するべく、分かりやすく利用しやすい庁舎とするため、住民異動に伴う主な関連業務をワンストップで手続きできる総合窓口の導入、来庁者をご案内する職員の配置や分かりやすいサイン表示の検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>
	<p>■意見 市民一人一人の立場になって考えて、物事を行動してほしいです。 例＝庁内が明るく訪問しやすい事。 ＝案内所等を作ってほしい。 ＝訪問して各課が一目で分かる様にしてください。</p> <p>■理由</p>		

No.	意見	市の考え方
29	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 ・車椅子で来庁した時、段差のないフロア希望。 ・駐車場から近い所に受付ほしい。</p> <p>■理由</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、車椅子利用者へも配慮した動線計画となるよう、ユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。 利用しやすい庁舎とするため、駐車場計画を含む安全で快適な外構計画について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
30	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 ・階段の段差を低く幅を広くとってほしい。 ・コンビニがあると便利。</p> <p>■理由</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、階段の快適性を含むユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。 限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
31	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 相談スペース(個室)などプライバシーの確保。</p> <p>■理由 相談に行った時、他の人が見える場所だったのがすごく気になった。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、プライバシーに配慮した相談室の設置など配置計画の検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>
32	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (2)窓口機能 P24</p> <p>■意見 ・超高齢化に対応したバリアフリーを備えた建物にしてほしい。 ・市民が利用できる会議室等を作っていただきたい。 ・被災時には、避難場所として利用する。 ・防災備品を備蓄出来るようにしていただきたい。 ・フリーWi-Fiを完備していただきたい。</p> <p>■理由 ・すべての世代が心地よく利用できるもの。 ・被災時に市民が避難できるもの。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、バリアフリーを含むユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。 限られた財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、利活用の効率化を可能とする会議室について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。 防災機能などについて、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
33	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (3)執務機能 P25</p> <p>■意見 職員の移動や搬入物を運ぶための専用通路があるとよい。</p> <p>■理由 業務の作業効率を上げるため専用通路は必要。</p>	<p>機能的な庁舎とするため、来庁者動線と職員動線を基本的には区分し、動線の交錯をできる限り避ける検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>

No.	意見	市の考え方
34	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (5)アーカイブ機能 P25</p> <p>■意見 過去の議事録や市勢要覧、写真資料など現在保管されているすべての資料をデジタル化し、インターネット上で閲覧できるようにしていただきたい。 市の文化財、歴代市長・議長・教育長・病院長・名誉市民などの写真等、劣化を避けるためにすみやかにデジタルアーカイブを実施していただきたい。</p> <p>■理由 資料は羽島市の歴史であり、財産であるため。</p>	<p>写真・映像等の資料については、順次デジタルアーカイブ化をすすめているところです。 今後、公文書管理システム(ファイリングシステム)を再整備する中で、デジタル化への対応が必要なものについても検討をすすめます。</p>
35	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 障がい者駐車場には、インターホンを設置し、助けが必要な来庁者に対して、受付の職員が手を差し伸べられるようにするとよい。</p> <p>■理由 障がい者駐車場に訪れる方に対しては、合理的な配慮のできる体制を整えていただきたい。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、障がい者駐車場などについては、新庁舎に近接したエリアでの配置計画とするなどの検討をすすめ、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
36	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 障害者もおける駐車場を広く作ってほしいです。</p> <p>■理由</p>	
37	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 駐車場は、子どもも安心して乗り降りできるようにゆったりとしたスペースを確保してほしいです。(隣の車にドアをぶつけることのないように) また安全のため、歩行者用の通路を確保し、屋根も設置していただきたいと思います。</p> <p>■理由 トラブルが発生しにくい駐車場にしていきたいです。雨の日の混雑を避けるため、歩行者用通路に屋根があると、遠くにも駐車しやすいです。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、駐車場については、来庁者用や公用車を優先的に確保するとともに、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。 安全・安心な庁舎とするため、歩車分離にできる限り配慮した安全な駐車場計画を含む外構計画について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、歩行者用通路の屋根について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
38	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 駐輪場には屋根を確保し、出入り口までの通路にも屋根がほしい。</p> <p>■理由 雨にぬれないようにするため。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、駐輪場計画を含めた安全で快適な外構計画について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、歩行者用通路の屋根について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>

No.	意見	市の考え方
39	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 ・広い駐車場にしてほしい。 ・キッズスペースを設けてほしい。 ・カウンターを低く。</p> <p>■理由</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、駐車場については、来庁者用や公用車を優先的に確保するとともに、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p> <p>利用しやすい庁舎とするため、安全性と快適性を確保した居心地の良いキッズスペースの設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p> <p>利用しやすい庁舎とするため、窓口カウンターは、高齢者や障がい者にも利便性の高いローカウンターを一部に配置するなどの検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>
40	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 ・駐車場をたくさん作ってほしい。 ・バリアフリー。 ・コンビニを入れてほしい。 ・軽食できるスペース(食堂)。</p> <p>■理由</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、駐車場については、来庁者用や公用車を優先的に確保するとともに、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p> <p>利用しやすい庁舎とするため、バリアフリーを含むユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p> <p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
41	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 ・広い駐車場。 ・キッズスペース。 ・カウンターを低く。 ・コンビニ設置。</p> <p>■理由</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、駐車場については、来庁者用や公用車を優先的に確保するとともに、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p> <p>利用しやすい庁舎とするため、安全性と快適性を確保した居心地の良いキッズスペースの設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p> <p>利用しやすい庁舎とするため、窓口カウンターは、高齢者や障がい者にも利便性の高いローカウンターを一部に配置するなどの検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p> <p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
42	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 ・駐車場の車の置く巾を広くしてほしい。 ・庁舎の中にコンビニがあると便利だと思います。</p> <p>■理由 ・高齢者が停めやすいように。 ・切手やはがきが買えると便利だから。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、駐車場については、来庁者用や公用車を優先的に確保するとともに、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p> <p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
43	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (6)駐車場機能 P26</p> <p>■意見 移動する際にアップダウンを少なく。</p> <p>■理由 自転車だったので。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、駐車場計画としてのバリアフリーを含むユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめる、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>

No.	意見	市の考え方
44	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 整備方針⑧ P26</p> <p>■意見 公共並びにそれに類似する団体との連携を図ることを目的として～とありますが、この一文では抽象すぎてどんな団体を指しているのかよく分かりません。怪しい団体を対象とされているのでは困りますので、例えばどのような団体を指しているのか例題をだしてお答えいただきたい。</p> <p>■理由</p>	<p>市内の公共的団体として、経済分野では羽島商工会議所や市観光協会など、地域分野ではコミュニティセンター協議会など、文化・国際分野では市文化協会や市国際交流協会など、防災分野では市防災研究会など、福祉分野では市社会福祉協議会や市医師会などが挙げられ、このような公共的団体約20団体への意見聴取を踏まえ、新庁舎における市と公共的団体との連携手法について検討します。</p>
45	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 整備方針⑩ P26</p> <p>■意見 建設後の維持管理とありますが、計画等段階では維持管理費は毎年何億円を想定しているのかお答えください。</p> <p>■理由</p>	<p>基本設計及び実施設計において、設備システムなどの検討を行い、具体的な維持管理費などを算出します。</p>
46	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p> <p>■意見 環境に優しい庁舎とありますが、その一言ですませるのではなく、環境性能として「官庁施設の環境保全性基準(平成29年国営環第14号)に測ったグリーン庁舎を実現すべきである。 また、その評価手法として「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」を用いて、建築物の環境性能効率(BEE)の値をいくつに設定するのか等の環境性能基準を定めて計画書に追加記載すべきである。 また、同基準どおりに基本設計するのであれば、環境性能に即した庁舎イメージ図などを掲載すべきではないのか。</p> <p>■理由</p>	<p>基本設計及び実施設計において、環境整備、設備システムなどの検討を行い、具体的な環境性能効率などを算出します。 なお、「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」による評価を行う予定です。</p>
47	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p> <p>■意見 キッズスペースは大人の目の届く配置とする。子どもが落ち着けるように、椅子やソファを置くなど家庭的な雰囲気にとよい。また、①机上遊び、②ごっこ遊び、③絵本コーナー、④身体を動かす遊び(マットなど)とそれぞれの遊びに応じたスペースを用意し、60cmほどの高さの棚(2段)をパーテーションの代わりとして仕切るとよい。その棚は、向こう側が抜けており、どちら側からでもかご(遊びの道具をしまっておくもの)を出し入れできるようになっていると便利。ボールやブロックなど、投げたり、持ち去ったりできるものはなるべく置かないほうがよい。また、誤飲する危険の高いものは絶対に置かないようにする。</p> <p>■理由 キッズスペースは、子どもの安全と保護者の利便性に配慮の行き届いたものとする。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、安全性と快適性を確保した居心地の良いキッズスペースの設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際に参考とさせていただきます。</p>

No.	意見	市の考え方
48	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p> <p>■意見 授乳室やおむつを替えるスペースがあるとよい。ミルクを作るためのお湯が出るサーバーをおいてもらえると喜ばれると思います。</p> <p>■理由 機能が充実した授乳室にしていきたいです。</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、利便性を考慮した授乳室の設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際に参考とさせていただきます。</p>
49	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p> <p>■意見 市役所にはAEDが置かれていますが、いざという時、速やかに使用できるように、皆の目に留まりやすいところに設置してください。 また、不測の事態に備えて、休日や夜間にも取りに行くことができますと良いです。</p> <p>■理由 いざという時に、速やかに使用できるようにするため。</p>	<p>緊急時にも分かりやすい位置へのAED設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
50	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p> <p>■意見 市役所からの電話にかけなおすと、総合案内につながってしまい何の用であったのかわかりません。電話をかけてきた部署に直接つなげていただきたいと思います。</p> <p>■理由 直接電話がかかってくるのは嫌かもしれませんが、電話が繋がらなかつた場合、後々誰かが時間と労力と電話代を余計にかけて苦勞することになりますので、表示される番号が総合案内のものにならないようにしてください。</p>	<p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、受信する電話への電話番号通知について、担当事業課の直通番号が表示されるよう、電話交換機の交換・改修などについて、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
51	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p> <p>■意見 新庁舎の出入り口付近に郵便ポストを設置してほしい。</p> <p>■理由 現在は、北庁舎の前にポストがあるが、新庁舎からは遠くて不便なため。</p>	<p>今後、関係機関との協議をすすめ、郵便ポストの移設検討をすすめます。</p>
52	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p> <p>■意見 手続きなどで、待ち時間ができた場合の休憩室を用意してほしい。(自動販売機の設置)</p> <p>■理由</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、市民交流スペースをはじめとする市民利用フロアへの休憩可能なスペースの設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>

No.	意見	市の考え方
53	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、衛生面への対応を考慮し、和式便器・洋式便器の配置数について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
	<p>■意見 トイレはすべて洋式にしてみたい。</p> <p>■理由</p>	
54	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>基本構想・基本計画(案) 第2章 現状と課題の整理・新庁舎建設の必要性 2.現状と課題の整理 (5)バリアフリーなどのユニバーサルデザイン面の課題 P17下段にある課題を解消するべく、利用しやすい庁舎とするため、すべての市民が安全で快適に利用いただけるようエレベーター設置の検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>
	<p>■意見 障がい者や高齢者のために、エレベーターを設置してもらいたい。(便利な場所に)</p> <p>■理由 移動が楽になるように。</p>	
55	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
	<p>■意見 市民の誰もが利用できる食堂を設置してほしい。市が補助をして、安価で美味しい食事ができるようにしてほしい。</p> <p>■理由 他市の庁舎には食堂が有り、安くて手軽に利用できる。</p>	
56	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。 また、郵便ポストの設置については、既設の北庁舎南側ポストの移設を含め、関係機関との協議をすすめます。</p>
	<p>■意見 コンビニエンスストアが設置されるとしたら、 ・はがき、切手の販売、ポストの設置。 ・各銀行のATM機設置。(振込ができるように) ・宅配便の利用(機器での発注や受取りができると便利)などの便利な機能を備えていただきたい。</p> <p>■理由 より便利な庁舎とするため。</p>	
57	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、公衆電話の設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
	<p>■意見 公衆電話を設置していただきたい。</p> <p>■理由 全ての市民が携帯電話やスマートフォンを持っている訳ではないため。公衆電話があれば、眠っているテレホンカードが利用されるようになるのではないのでしょうか。</p>	

No.	意見	市の考え方
58	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、情報発信スペースなどの設置について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
	<p>■意見 庁舎は特別なところですが、開かれた環境さえ整えば、ポスターなどを多くの市民に見てもらい、行事やイベントを知ってもらえる機会が広がると思います。</p> <p>■理由 市役所には、市民の出入りが多いため。</p>	
59	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>利用しやすい庁舎とするため、衛生面への対応を考慮し、必要な便所面積について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 環境にやさしい庁舎とするため、適切な明るさが確保できるような省エネルギー性能を踏まえた照明設備について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 郵便ポストの設置については、既設の北庁舎南側ポストの移設を含め、関係機関との協議をすすめます。</p>
	<p>■意見 ・トイレを広く。 ・明るいフロア。 ・切手が買えてポストがあると便利。</p> <p>■理由</p>	
60	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>郵便ポストの設置については、既設の北庁舎南側ポストの移設を含め、関係機関との協議をすすめます。 利用しやすい庁舎とするため、各所に分散している庁舎機能を集約したフロア構成となるよう検討をすすめるとともに、市民利用が多い窓口機能は、低層階(1階又は2階)に配置するよう、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 利用しやすい庁舎とするため、バリアフリーを含むユニバーサルデザインに関する詳細検討をすすめ、基本設計の段階で具現化を目指します。</p>
	<p>■意見 ・ポストを入れてほしい。 ・一つのフロアに課をみんな入れてほしい。 ・バリアフリーにしてほしい。</p> <p>■理由</p>	
61	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>郵便ポストの設置については、既設の北庁舎南側ポストの移設を含め、関係機関との協議をすすめます。 利用しやすい庁舎とするため、衛生面への対応を考慮し、必要な便所面積について、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
	<p>■意見 ・切手が買えてポストがあると便利。 ・トイレを広く取ってほしい。</p> <p>■理由</p>	
62	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>機能的な庁舎とするため、充実した市民サービスを支えるためにも、ご意見にあります職員環境の整備も必要であり、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。</p>
	<p>■意見 市の職員の意見も取り入れてほしい。昼休みに食事のとれる場所(食堂など)。</p> <p>■理由</p>	
63	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、喫茶スペースや喫茶店について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
	<p>■意見 喫茶スペースがほしい。喫茶店ならもつとうれしい。</p> <p>■理由</p>	

No.	意見	市の考え方
64	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	<p>限られたスペースや財源のなか、庁舎機能に必要な不可欠な必要諸室や設備などを優先的に計画した上で、利用しやすい庁舎とするため、食堂、コンビニや売店などの設置について、いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p> <p>郵便ポストの設置については、既設の北庁舎南側ポストの移設を含め、関係機関との協議をすすめます。</p>
	<p>■意見 ・食堂があると便利。(一般人も利用) ・ポスト設置してほしい。</p> <p>■理由</p>	
65	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	
	<p>■意見 ・コンビニがほしい。 ・切手が買えてポストがあると便利。</p> <p>■理由</p>	
66	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	
	<p>■意見 ・コンビニ設営。 ・カウンターを低くしてほしい。</p> <p>■理由</p>	
67	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	
	<p>■意見 新庁舎の中に勤労青少年ホームの様な教室が出来るスペース希望。</p> <p>■理由 習い事がしたいから。</p>	
68	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	
	<p>■意見 車椅子でも見学が出来る様な役所にしてほしい。</p> <p>■理由</p>	
69	<p>■項目及びページ 第3章 新庁舎建設の基本方針 3.新庁舎建設に求められる7つの機能 (7)その他機能 P26</p>	
	<p>■意見 車椅子が必要。</p> <p>■理由</p>	

No.	意見	市の考え方
70	<p>■項目及びページ 第4章 新庁舎の位置 1.建設位置の決定及び現状の敷地 P28</p> <p>■意見 市役所のコイやカモを見て、子どもが喜んでいます。今いる生き物は、そのままのこしてほしいです。</p> <p>■理由 今あるもので良いものはそのままにしてほしいです。</p>	
71	<p>■項目及びページ 第4章 新庁舎の位置 1.建設位置の決定及び現状の敷地 P28</p> <p>■意見 市役所の桜は、春になるととてもきれいで見応えがあるので、そのままのこしてほしいです。そして花見ができるようにしていただけたら嬉しいです。</p> <p>■理由 今あるもので良いものはそのままにしてほしいです。</p>	<p>環境にやさしい庁舎とするため、市民の庭として、より良い環境づくりについて、基本設計の段階で詳細検討をすすめます。 いただきましたご意見については、基本設計をすすめる際、参考にさせていただきます。</p>
72	<p>■項目及びページ 第4章 新庁舎の位置 1.建設位置の決定及び現状の敷地 P28</p> <p>■意見 現庁舎の後に緑を多く、市民が散歩できる様に希望。</p> <p>■理由</p>	
73	<p>■項目及びページ 第4章 新庁舎の位置 2.新庁舎建設予定位置の比較検討 P29</p> <p>■意見 新庁舎の建設予定位置は、現敷地の南側がよい。建物の形状は、窓口フロアの利便性を考慮し、台形がよい。</p> <p>■理由 利便性の高い庁舎が望ましい。</p>	<p>建設予定位置については、5つの前提条件を整理した上で、現敷地内の南側と西側への配置を想定し、周辺への影響、既存施設との連携や公共交通機関からのアクセス利便性などを比較検討した結果、現敷地内の南側が最良であると判断しました。 機能的・効率的な庁舎とするため、建物形状については、現状敷地の特性を最大限活かせるよう、敷地形状からの条件整理、工事中の動線計画、近隣への日影の影響など、多様な観点からの総合的な検討をすすめます。</p>
74	<p>■項目及びページ 第5章 新庁舎の規模 2.新庁舎の規模算定 他市の新庁舎の規模 P33</p> <p>■意見 例題にある「みよし市(愛知県)」ですが、新庁舎整備基本計画を見直しして、再度意見募集(パブリックコメント)を実施しました。理由として、①事業費の高騰②人口減少とそれに伴う職員数の漸減を見据えた庁舎整備のため。 羽島市においても、整備方針/基本計画の見直しが発生した場合は、今回以外にも同計画書のみなおし版を作成して再度意見募集をするのか。 また、事業費の高騰が懸念されますが、P36の事業費を大幅に上回った場合の市民への説明はどのように周知していくのか説明してください。</p> <p>■理由</p>	<p>新庁舎建設事業における大幅な変更が必要と判断した場合には、市民説明会などの開催検討を含め、適時適切に対応します。</p>

No.	意見	市の考え方
75	<p>■項目及びページ 第7章 事業費及び財源 3.財源(起債・基金について) P37</p> <p>■意見 5行目の充当率も起債対象～市の負担軽減を図ることができ(7行目)の一文ですが、これは国の起債について記された内容ですが、専門用語が多すぎて市民にはよく理解できません。 簡単に要約すると、約何億円が返済不要の起債で、約何十億円が将来返済を必要とする起債なのか、例題金額を示して丁寧にご説明してください。</p> <p>■理由</p>	<p>新庁舎建設事業費50億円の財源の一部として、市町村役場機能緊急保全事業債42.9億円を借り入れると、最大で約11.3億円の国からの財政支援(地方交付税措置)が受けられることから、その場合には差し引き約31.6億円(42.9億円ー約11.3億円)が市の実際に負担する金額となります。なお、事業費等については、今後、状況の変化等により変動する可能性があります。</p>
76	<p>■項目及びページ 第8章 新庁舎建設事業の進め方 2.事業スケジュールについて P39</p> <p>■意見 窮屈なスケジュールですが、懸念事項が2つあります。 ①土壤汚染対策を考慮しているか。 ②手抜き工事で新庁舎完成後問題にならないか。</p> <p>①に関しては、岐阜市メディアコスモス立体駐車場建設における土壤検査の結果でヒ素が検出されて、土壤対策予算とスケジュールが遅れることになりました。羽島市の新庁舎建設予定地及び駐車場においても、土壤検査をしなければいけないのではないですか。 ②不二竹鼻町屋ギャラリーの件があったので、手抜き工事等で新庁舎完成後に問題にならぬように業者に厳しく忠告をしてもらいたい。</p> <p>■理由</p>	<p>①今後、建設用地における土壤検査を予定しています。 ②建築関連工事に対しては、一級建築士による工事監理業務での品質管理などを行う予定であるとともに、職員による適切な工事監督業務に努めます。</p>